

関門港（若松区、響新港区を除く）

の地域的 参考情報

1 気象・海象の特性

霧：春先から梅雨期にかけて低気圧、前線及び気圧の谷等に伴って発生することが多く、発生時期は大体日出頃で微風のときに発生することが多い。

風：風向は地形の影響を受けて年間を通じ東風が最も多く、冬期は北西季節風の影響を顕著に受ける。

2 台風に関する勧告基準

基準	態勢	船舶等が執るべき措置
関門港が台風の強風域となる概ね5時間前	第一態勢 (警戒勧告)	<ul style="list-style-type: none"> 一般船舶：けい留索の補強、機関の準備、機関復旧等荒天準備を行うか、又は港外の安全な海域に退去すること。 危険物積載船：危険物の荷役は状況に応じて中止し、一般船舶の措置をとること。 はしけその他の小型船：風浪、高潮により物件が流出しないように、流出のおそれがある物件の固縛、陸揚げ移動等を行うこと。 ：係留索の増し取り対策、船体の陸揚げ等の措置をとること。 工事・作業船：工事、作業を中止し、安全な海域へ移動すること。 錨泊船にあっては、走錨海難の防止のため、次の措置をとること。（第二態勢も同じ。） 国際VHF（ch16）を常時聴取する等、海上保安庁との連絡手段を確保すること。 当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。 AIS搭載船舶は、AISを常時作動させておくとともに、その作動確認を行うこと。 ※【指導】 <ul style="list-style-type: none"> 工事・作業現場、造船所、岸壁（棧橋、物揚場等）は、風浪、高潮により物件が流出しないように、流出のおそれがある物件の固縛、陸揚げ移動等を行い、木材の水上荷卸しは、状況に応じて中止し、木材、いかだは、貯木場へ速やかに搬入し、流出防止措置を施すこと。
関門港が台風の暴風域となる概ね8時間前（新門司地区は概ね5時間前）	第二態勢 (避難勧告)	<ul style="list-style-type: none"> 関門港（若松区第1区、第2区を除く。）に入港しようとしている総トン数3,000t以上の船舶及び総トン数500t以上の危険物積載船は、入港を見合わせる。（総トン数500t以上3,000t未満の危険物積載船の六連島区への錨泊を除く。） 関門港（若松区第1区、第2区を除く。）における総トン数3,000t以上の船舶は、港外の安全な海域に退去すること。 関門港（若松区第1区、第2区を除く。）における総トン数500t以上の危険物積載船は、六連島区の錨地か又は港外の安全な海域に退去すること。
港長が必要と認めた場合	第三態勢 (命令、航行制限)	<ul style="list-style-type: none"> 港長が命令した措置をとること。

3 付近海域の特徴

◎六連島区

・錨泊船舶が多数存在し、東方の検疫錨地付近の底質は岩で表層の砂と泥層は薄く、錨かきが悪い。

◎西山区

・危険物積載船を含む錨地が指定されており、引船や通船が多数存在する。

◎田野浦区

・田野浦ふ頭沖に錨地が指定されており、関門港以西を台風が通過する場合は、強い東の風をまともに受け、うねりや波浪も大きい。

緊急連絡先

門司海上保安部 TEL：093-321-0398



各海域（港）最寄りの海上保安庁の事務所や地方運輸局で配布している走錨事故防止ガイドラインとともに、船橋に備え置いてください。